

令和 7 年 4 月 21 日

令和7年度 洪水時河川巡視 実施業者 の公募について！

～ 大規模水害を見据えた防災体制の強化 ～

1. 概 要

国土交通省 三重河川国道事務所では、激甚かつ多発化する大規模水害を見据え災害時における迅速な被災状況の把握や的確な災害対応を図るため、事前の体制強化を推進しています。

今回、令和7年度の大規模水害時における防災体制の強化に向け、下記により広く協力会社を公募し「協定締結」を行います。

2. 公募内容

○ 洪水時 河川巡視（鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川）

※ 公募方法等は、添付資料に記載しています。

3. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

河川管理課長 松村 宏昭（まつむら ひろあき）

電話：059-229-2217 Fax：059-229-2231

公 告

(三重河川国道事務所管内における洪水時河川巡視に関する協定の締結)

次のとおり公告します。

令和7年4月21日

国土交通省中部地方整備局
三重河川国道事務所 大吉 雄人

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、激甚かつ多発化する大規模水害を見据えた防災体制の強化を目的として、三重河川国道事務所が管理する鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害等の発生が予測される場合、速やかに処置の必要な箇所を発見することを目的とし、あらかじめ洪水時河川巡視の実施業者を定めるものである。

(2) 協定区間

協定締結区間は三重河川国道事務所が管理する鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川の直轄管理区間とし、各々の業者と協定を締結するものとする。

(3) 協定期間

令和7年●月●日 ～ 令和9年3月31日

(4) 協定締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、建設BCP認定制度の取得実績、災害対策用機械操作訓練の参加実績、災害時応急対策等の協定締結実績、雇用技術者数、土木関係工事の実績等に関する技術資料及び本社等から各河川出張所への距離などを総合的に評価し、協定締結業者を選定する。

協定を希望した業者を別表－1の評価基準に基づき、河川毎に10～20社程度の協定業者を決定する。なお、各河川単位（出張所管内）に、選定された業者群の中で、各業者が受け持つ担当区間については、各河川出張所と業者間で事前調整の上、決定する。

(5) 洪水時河川巡視実施時の請負契約の締結

協定締結後、堤防決壊等の大規模災害の発生が予測される時に洪水時河川巡視を実施する場合は、速やかに請負契約を締結する。洪水時河川巡視の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

ただし、協定を締結した場合でも大規模災害の発生が予測されることがなかった場合は、洪水時河川巡視を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の一般土木工事に係るB等級～D等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の認定を令和6年4月1日時点において受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 本協定を希望する者は、本店の所在地が三重県内にあること。
- また、希望する河川については三重河川国道事務所の各出張所管内に本店の所在地があることを原則とし、下表のとおりとする。
- なお、支店及び営業所が協定を希望する出張所管内にある場合で、巡視実施体制、保有技術者等が緊急時の洪水時河川巡視に十分に対応可能と判断できる資料が添付されている場合については、上記に係わらず本店機能として判断する。

（表）各出張所管内における該当本店所在地

出張所管内	本店の所在地
鈴鹿川	三重県四日市市、鈴鹿市、亀山市
雲出川	三重県津市、松阪市
櫛田川	三重県松阪市、多気町
宮 川	三重県伊勢市、玉城町

※協定は、三重河川国道事務所が管理する各河川単位（出張所管内）とする。

- (5) 協定締結参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時点までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明書に示す各評価項目については、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

住 所： 〒514-8502 三重県津市広明町297

電 話： 059-229-2217

FAX： 059-229-2231

MAIL： cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

担 当： 河川管理課 中西

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間： 令和7年4月21日（金）から令和7年5月23日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②交付場所： 〒514-8502 三重県津市広明町297
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所 3階 河川管理課内

③交付方法： 手渡し 又は 希望により郵送も可。
※ 郵送を希望される方は、河川管理課 中西
まで連絡願います。

(3) 協定締結参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間： 令和7年4月22日（火）から令和7年5月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②提出場所： 上記 4（1）に同じ。

③提出方法： 電子メール又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る提出期間内に必着。）により提出する。

MAIL： cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

※1 電子メール送信宛先は 河川管理課 中西 とする。

(4) 技術資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間： 令和7年4月22日（火）から令和7年5月26日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②提出場所： 上記 4（1）に同じ。

③提出方法： 郵送（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）又は持参。

5. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 本協定締結後、洪水時河川巡視を行った場合は、三重河川国道事務所発注の業種が一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。

評価項目及び評価基準

評価項目	評価内容	最高 配点	配点基準	配 点
■建設 BCP	■建設 BCP 認定制度の取得実績 建設会社における災害時の事業 継続力認定制度の取得実績(有効 期限内)	10	国の実績有り	10
			県・政令市の実績あり	5
			市町村の実績あり	3
			実績なし	0
■操作訓練	■災害対策用機械操作訓練の 参加実績 過去 5 ケ年における排水ポンプ車 及び照明車等の災害対策車両の 操作訓練の参加実績	3	国の実績あり	3
			実績なし	0
■出張所ま での到達 距離	■出張所までの距離 本社または本社と同等の機能を 有する拠点から最寄りの出張所 までの距離	10	10 Km 以下	10
			20 Km 以下	5
			20 Km を超える	0
■災害対応 の実績	■災害時応急対策工事等の協定 締結の実績 河川における過去 5 ケ年における 協定締結の実績	5	国の実績あり	5
			県・政令市の実績あり	3
			市町村の実績あり	1
			実績なし	0
	■災害協定に基づく活動実績 河川における過去 5 ケ年における 活動実績（訓練及び道路関連は 除く）	5	国の実績あり	5
			県・政令市の実績あり	3
			市町村の実績あり	1
			実績なし	0
■施工実績	■施工実績 過去 5 ケ年における三重河川国道 事務所発注の施工実績（一般土木 及び維持修繕）	5	三重河川国道事務所発注の河川工事 実績あり（一般土木又は維持修繕）	5
			三重河川国道事務所発注の河川工事 実績なし（一般土木又は維持修繕）	0
■雇用技術 者数	■雇用技術者 ・河川維持管理技術者、河川点検士 ・土木施工管理技士（1 級・2 級） ・測量士、測量士補 ・建設機械施工技士（1 級・2 級）	10	河川維持管理技術者・河川点検士が 5 名以上	10
			河川維持管理技術者・河川点検士が 5 名未満	5
		5	1・2 級土木施工管理技士が 10 名以上	5
			1・2 級土木施工管理技士が 10 名未満	2
		5	測量士、測量士補が 5 名以上	5
			測量士、測量士補が 5 名未満	2
		5	1・2 級建設機械施工技士が 10 名以上	5
			1・2 級建設機械施工技士が 10 名未満	2
	■河川巡視経験者	10	経験者有り	10
			経験者無し	0